「沼津市市民憲章活動支援助成金」申請手続きの流れ

（市民活動団体等との関係）

①事業計画

市民活動団体等

②活動支援助成金申請書（第１号様式）

・活動支援助成金申請書（第 1 号様式）
・事業計画書（第 2 号様式）
・団体概要書（第 3 号様式）
・団体構成員名簿（第 4 号様式）
・誓約書(第 5 号様式)
・収支予算書（第 6 号様式）
・会則、規約、定款等

助成金額の上限は 10 万円になります。

沼津市市民憲章推進協議会事務局（地域自治課）

③選定委員会にて審査

④活動支援助成金採択決定通知書（第 7 号様式）

⑤活動支援助成金交付申請書(第 8 号様式)

・事業計画書（第 2 号様式）
・収支予算書（第 6 号様式）

⑥活動支援助成金交付決定通知書（第 9 号様式）

・助成金交付

⑦口座確認

⑧助成事業実施

⑨事業完了

⑩活動支援助成金実績報告書（第 12 号様式）

事業が完了した月の翌月 15 日までに提出
・活動支援助成金実績報告書(第 12 号様式)
・事業実績書（第 12 号様式その 2）
・収支決算書（第 12 号様式その 3）
・領収書の写し

⑪審査及び助成金確定

⑫助成金交付額確定通知書(第 13 号様式)

・精算 概算払い額と実績額の精算
剰余金額については返金となります。